

職務内容書

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人農業者年金基金 理事長

独立行政法人農業者年金基金は、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする農業者年金制度について、制度の普及・加入の推進、加入資格や受給要件の審査・決定・支給、資金運用等の実施を担っている。

今回の公募ポストである理事長は、法人を代表して、国をはじめ関係機関と連絡調整を図りながら、法人の業務を総理して、中期目標や中期計画の達成に向けて、リーダーシップを発揮して業務を的確に遂行することが求められる。

1. 機関名：独立行政法人農業者年金基金

(法人の業務概要)

当法人は、昭和45年10月に設立され、平成15年10月に独立行政法人化された法人であり、主に以下の業務を実施している。

- (1) 新制度の普及・加入促進、加入資格の審査・決定、被保険者情報の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料等の運用、受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者情報の管理等の業務。
- (2) 旧制度（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第39号）による改正前の制度）の給付金（年金又は死亡一時金）を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、旧制度の年金受給権者情報の管理等の業務。なお、付随して旧制度の経営移譲年金の受給要件である経営移譲を円滑に進めるため、適格な経営移譲の相手方を見つけられない者の農地等の借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務。

2. ポスト：理事長 1ポスト 1名

(任期4年：平成23年10月1日～平成27年9月30日)

3. 職務内容

理事長は、法人の基本的な経営方針を立案し、理事2名に適切に業務を分掌させ、主務大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、法人全体の運営管理業務（役職員数約80名）を総理する。

(1) 企画調整室

法人の基本的事項に関する企画及び業務執行の総合調整、中期計画及び年度計画の策定、農業者年金制度への加入推進、広報等に関する業務を行う。

(2) 総務部（総務課、経理課）

職員の人事・福利厚生、経費及び収入の予算、決算、支出負担等に関する業務を行う。

(3) 業務部（適用・収納課、給付課、情報管理課）

農業者年金への加入資格の審査、決定、被保険者からの保険料の徴収、年金給付に関する審査及び裁定、年金の給付、年金業務の情報システムに係る開発及び運用等に関する業務を行う。

(4) 資金部（企画課、運用課）

年金給付等準備金の運用方針の策定、保険料等の運用及び管理、借入金の借入れ及び返済等に関する業務を行う。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できること。また、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・農業者年金及びこれに関連する制度、農業経営の状況、農地制度等に関する幅広い知見を有し、当法人に求められる課題に対し、各組織の機能を十分に発揮させ、当法人全体の発展に向けた総合的、効率的な運営の企画力、実行力に富んでいること。
- ・農業者年金の加入促進に向け、当法人の業務が更に理解されるよう、広報、プレゼンテーションを的確に行える能力を有していると認められること。
- ・中期目標の達成に向けて、業務運営の効率化や業務の質の向上等、独法改革の推進に向け、役職員を指揮監督する経験や判断力に長けた人物であること。
- ・国をはじめ全国の関係機関との連絡調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験と能力を有していること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、80人規模の組織を適切に管理できる十分な能力を有していると認められること。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：東京都港区西新橋1丁目6番21号 NFB虎ノ門ビル5F
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし

- ・給 与：年収約1,800万円（特別調整手当、期末特別手当を含む）及び通勤手当
- ・福 利 厚 生：健康保険、厚生年金、厚生年金基金、健康診断（年1回）
- ・危 機 管 理：地震等の危機時、災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり
- ・そ の 他：給与等の条件は変わることがある

（2）選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て農林水産大臣が任命

※公募による手続きで適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者による推薦の手続きにより選考を行う場合がある。

（3）応募書類等

- ・履歴書
 - ① 氏名を自署の上、押印すること。
 - ② 3か月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3cm）を添付すること。
 - ③ 学歴は義務教育終了時から年代順に記入すること。
 - ④ 職歴は、会社名、所属部課名、職務内容等を記入すること。
- ・自己アピール文書（A4（1ページ40字×40行）で2枚以内。自らがこのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめること。その際、当法人の業務内容についての理解度、職務を的確に実施するための専門的知識や経験、マネジメントの経験、当法人の利害関係企業等との関係の有無等の事項について説明すること。）

6. 欠格事項等

独立行政法人通則法の役員欠格条項に該当する場合は、理事長となることはない。

（参考）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

（役員の欠格条項）

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第61条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。